

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 226 「固定資産の減損処理における将来キャッシュ・フローの見積りの留意点について」

今回は、固定資産の減損処理における将来キャッシュ・フローの見積りの留意点についてご説明いたします。

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます
(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」三三.)。

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローを、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もる(「固定資産の減損に係る会計基準」二四.(一)参照)にあたっては、以下の点に留意する必要があります
(「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第36項)。

- (1)企業は、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報(例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込みなど。以下同じ。)と整合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを見積る。
- (2)中長期計画が存在しない場合、企業は、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを合理的に見積る。これには、過去の一定期間における実際のキャッシュ・フローの平均値に、これまでの趨勢を踏まえた一定又は遞減する成長率(ゼロやマイナスになる場合もある。)の仮定をおいて見積ることも含む。

- (3) 中長期計画に見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローを算定する場合、企業は、原則として、取締役会の承認を得た中長期計画の前提となった数値（経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正した後のもの）に、合理的な反証がない限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は逡減する成長率の仮定をおいて見積る。この結果、中長期計画の見積期間を超える期間の成長率がプラスの仮定の場合には、当該将来キャッシュ・フローの金額は逡増し、成長率がマイナスの仮定の場合、逡減することとなる。
- (4) 資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、現金基準に基づいて見積る方法のほか、発生基準に基づいて見積もった金額に当該資産又は資産グループの減価償却費などの重要な非資金損益項目を加減した金額を用いることができる。

以上